

周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年11月

山口県 周南市

周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル 実 施 要 領

1. 目的

この実施要領は、周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務の概要

- (1) **業務名** 周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託
- (2) **業務の目的・内容**
別添②「周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託参考仕様書」（以下「参考仕様書」という。）のとおり。ただし、参考仕様書は、業務の概要や流れ、委託者が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではありません。
- (3) **履行場所** 周南市文化会館（周南市大字徳山５８５４番地の４１）
- (4) **業務期間** 契約締結日の翌日 から 令和８年５月３１日まで
- (5) **業務に要する費用（提案上限額）**
金２９０，５５８，４００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 単独企業として参加する場合

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の３に規定する一級建築士事務所の登録を有し、かつ自社において在籍する一級建築士の人数が２人以上であること。
- ③ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者または、受けることが明らかでない者であること。

- ④ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑤ 本市の競争入札等参加資格者名簿に未登録の者については、契約時に「令和5・6年度周南市競争入札参加資格者名簿（建築関係建設コンサルタント）」に登録が可能であること。

(2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、構成員の全てが上記参加資格要件②及び⑤以外を満たしていることを条件とする。

代表企業においては上記②及び⑤を満たし、構成員においては上記⑤又は「令和5・6年周南市競争入札参加名簿（業務委託）」に登録が可能であること。

共同企業体として参加する場合は、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、設置に関する協定書の写しを参加表明書の提出時に添付するものとする。なお、参加者は他の共同企業体の構成員を含み重複して応募することはできない。

共同企業体の構成員の数は、5社までとする。

(3) 技術者の条件

次に掲げる技術者を配置してください。

- ① 管理技術者
建築士法第2条第2項に定める一級建築士（以下、「一級建築士」という）の資格を有している者。
 - ② 担当技術者（意匠）
 - ③ 担当技術者（構造）
 - ④ 担当技術者（設備）
 - ⑤ 担当技術者（音響）
 - ⑥ 照査技術者
一級建築士の資格を有している者。
- ※ ⑥照査技術者は①～⑤を兼ねることはできません。
- ※ ①管理技術者、②担当技術者（意匠）及び⑥照査技術者については、自社の者に限ることとします。それ以外については協力業者の者としても構いません。
- ※ 共同企業体の①管理技術者は、代表企業の者に限ることとします。

4. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公告日 令和6年11月25日（月）
- ② 公告方法 周南市公式ホームページ
- ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市公式ホームページからダウンロード可能です。また、文化スポーツ観光部文化振興課でも配

布します。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp>

(2) 参加表明書

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- ・参加表明書 様式－１（参加表明書）
- ・会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
- ・一級建築士事務所の登録を証明するもの

なお、本市の競争入札等参加資格者名簿に未登録の者については、上記に加えて、次に掲げる書類も提出してください。（各種証明書は提出日から３か月以内に発行されたものとしします。）共同企業体の場合は構成員にも適用します。

- ・登記事項証明書または履歴事項全部証明書（写し可）
- ・市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いことの証明書（原本）
- ・税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）（写し可）
- ・排除要綱第３条第１項の誓約書（第３条関係別記様式）
- ・決算報告書その他営業状況が確認できる書類（写し可）
- ・その他必要とする書類

② 提出期限 令和６年１２月９日（月）午後５時１５分必着

③ 提出先 主催事務局 周南市文化スポーツ観光部 文化振興課 〒７４５－８６５５ 山口県周南市岐山通１丁目１番地 電話番号 ０８３４－２２－８６２２（直通） ファクス番号 ０８３４－２２－８４２８（直通） 電子メール bunka@city.shunan.lg.jp

④ 提出方法 持参あるいは郵送（いずれの方法でも提出期限必着）

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとしてください。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じて、周南市はその責を負いません。

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という）を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとします。

⑤ 提出部数 各１部

⑥ 参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書

応募者に対し、令和６年１２月１１日（水）に電子メールにて「様式－２（参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書）」により通知します。なお、この結果に対する不服申し立てはできません。

5. 技術提案書

(1) 提出書類の内容及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書	様式－ 3 （技術提案書表紙）	正本 1 部、 副本 1 0 部 計 1 1 部
	様式－ 4 （業務実施体制）	
	様式－ 5 （企業の事業実績：同種または、類似業務）	
	様式－ 6 （予定技術者の経歴等）	
	様式－ 7 （予定技術者の業務実績）	
	様式－ 8 （業務実施にあたっての技術提案）	
	様式－ 9 （質問書）	※本プロポーザル実施要領の内容に疑義がある場合
	参考見積書 ※様式は自由 参考資料 （技術資格を証する資料） （技術者の業務実績を証する資料） （入札参加資格登録書の写し）	1 部

(2) 各様式の記載に係る留意事項等

- ① 様式－ 1 （参加表明書）
 - ・提出者の必要事項を記載してください。
 - ・連絡先については、様式記載の必要事項について必ず記載してください。
- ② 様式－ 3 （技術提案書表紙）
 - ・提出者の必要事項を記載してください。
 - ・連絡先については、様式記載の必要事項について必ず記載してください。
- ③ 様式－ 4 （業務実施体制）
 - ・本業務に配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について、氏名、所属及び分担業務を記入してください。
 - ・担当技術者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げません。複数の担当技術者を配置する場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者 1 名を選任し、その旨を分担業務の内容欄に「(主)」と記載してください。
 - ・氏名にはふりがなを付記してください。
 - ・再委託先または、協力先については、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または、学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載してください。（業務の主たる部分を再委託してはならないことに留意してください。）
- ④ 様式－ 5 （企業の事業実績：同種または、類似業務）

- ・平成26年4月1日以降公告日までに完了した同種または、類似業務を選定しその概要を記載してください。
- ⑤ 様式－6（予定技術者の経歴等）
 - ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者（担当技術者を複数配置する場合は主たる担当技術者に限る。）について作成してください。
 - ・技術者種別欄「●●」には、「管理」、「担当」または、「照査」の各名称を記入してください。
 - ・保有資格を証明できるものの写しを添付してください。
 - ・同種または、類似業務経歴欄には、その実績を記載してください。
 - ・手持ち業務のうち配置予定技術者として特定された未契約の契約金額については、発注者から示されている見込み額等を記載してください。
 - ・実務経験の経歴欄には、どのような業務に従事したかをわかりやすく簡潔に記載してください。
- ⑥ 様式－7（予定技術者の業務実績）
 - ・様式－6で記載した予定技術者について、同種または、類似業務の実績を作成してください。
 - ・業務実績1件につきA4版縦1枚で作成してください。
 - ・「予定●●技術者」には、「管理」、「担当」または、「照査」の各技術者名称を記入してください。
- ⑦ 様式－8（業務実施にあたっての技術提案）
 - ・参考仕様書に基づき当該業務を実施するうえで、以下の項目について設計にあたってどのように反映していくかを記入してください。A3判横2枚以内で作成してください。
 1. 既設大ホールの音響環境を再現するための設計上の工夫、方針
 - ・特定天井改修に関するもの
 - ・舞台設備に関するもの
 2. 適切な整備コスト、維持管理コスト、維持管理のしやすさに対する考え方
 3. 基本計画で示した事業スケジュールを遂行するための設計上の工夫、方針
 4. 本業務における改修等計画に対する独自提案
- ⑧ その他
 - ・提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとします。
 - ・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査しますので、資料への社名等の記載について、参加者が特定されないことがないように十分注意してください。
 - ・各様式の記載欄の大きさ等については、記載量により適宜変更できるものとなりますが、様式の記載事項等は改変しないでください。また、特に定めのあるものを除き、各様式の左側余白は30mm以上確保してください。
 - ・各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10ポイント以上としてください。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
 - ・提出書類には、定められた様式以外のもの（表紙等）は一切添付しないでくだ

さい。

- ・片面印刷で作成し、様式順に整理し、ホチキス留めは用紙左端中央に1箇所としてください。
- ・A3判の様式については、A4判縦となるよう折り込んでください。
- ・同種業務、類似業務の定義については、以下のとおりとします。

【同種業務】

- ・ホール（固定席）の特定天井改修の基本設計または、実施設計業務の実績

【類似業務】

- ・ホール（固定席1,000席以上）の新築基本設計または、実施設計業務の実績

(3) 参考資料の作成に係る留意事項等

① 記載内容の実績・資格等を証する資料

- ・記載した内容について、TECRISまたは、PUBDIS登録業務については、登録書あるいは業務カルテ（受注証明書）の写しとし、TECRISまたは、PUBDIS登録のない業務については、契約書（約款部分を除く）の写しを提出してください。
- ・技術者等の資格については、保有資格証明書等を添付してください。（写しでも可とします。）

② 参考見積書

- ・技術提案の内容に基づき、業務の実施に必要な費用を算定し、参考見積書として提出してください。
- ・参考見積書の様式は自由としますが、技術者配置計画及び見積の内訳が分かるように記載してください。

(4) 提出方法

① 提出期限 令和6年12月25日（水）午後5時15分まで

② 提出先 本要領4.(2) ③に定める主催事務局に提出

③ 提出方法 持参あるいは郵送（いずれの方法でも提出期限必着）

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとしてください。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、周南市はその責を負いません。

※ 持参による場合の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

④ 特記事項

- ・技術提案書の提出時に、追加資料等の提出等を求めることがあります。
- ・提出された技術提案書等は、提出期限までに自由に改変できるものとします。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類をいったん持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に提出してください。提出期限内に提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。
- ・参加表明書を提出しても、提出期限内に技術提案書等の提出がない場合は、参

加を辞退したものとみなします。

- ・提出期限を過ぎた後は、技術提案書の訂正及び改変はできないものとします。
- ・理由を問わず、技術提案書の提出期限の延長は行いません。

6. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び技術提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係るものに限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

(2) 質問方法

- ① 様 式 様式－9（質問書）
- ② 提 出 先 本要領4. (2) ③に定める主催事務局に提出
- ③ 提出方法 持参、郵送、ファックスあるいは電子メール（いずれの方法も受付期間内必着）

(3) 質問受付期間

- ① 参加表明書等に係るもの
令和6年11月26日（火）～ 令和6年12月2日（月）午後5時15分まで
- ② 技術提案書等に係るもの
令和6年12月12日（木）～ 令和6年12月18日（水）午後5時15分まで
※ 持参による受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 質問に対する回答方法

質問受付の翌日から原則3日（休日を除く）以内に、ファックスまたは電子メールのうち、質問者が希望する方法により行います。また、回答日の午後5時15分以降に、質問及び回答について周南市公式ホームページに掲載します。

7. 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ・技術提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。
- ・技術提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

- ① 実施場所
別途通知します。
- ② 実施日時
令和7年1月16日（木） ※時間等は別途通知します。

③ 実施時間

1 提案者あたり 50 分以内とし、技術提案の説明時間を 20 分以内、質疑応答を 30 分以内とします。(プレゼン準備時間等は含まない。)

④ 出席者

「様式ー 4 (業務実施体制)」に記載がある者で、3 名以内とします。

⑤ その他

- ・提出書類以外の資料等をプレゼンテーション等で利用しないでください。
- ・応募者が 5 者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とします。また、応募者が 5 者以上の場合は、同種業務実績件数の多い方から 4 者程度をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とします。応募者に同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、類似業務実績件数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定します。応募者に類似業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定します。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査しますので、発言、服装等について、参加者が特定されることのないよう十分注意してください。
- ・説明及び質疑応答は、提出された技術提案書に基づき行うものとします。また、追加資料等の配布は不可とします。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

技術提案書等の評価は、市が設置する「周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル評価会」(以下「評価会」という。)が行います。

② 評価方法

評価会が採点・審査する。方法は、技術提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行います。

③ 受託候補者の決定

- ・各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。
- ・評価合計点を同じくする者が複数あるときは、評価項目の技術提案の内容の合計点が最も高い者を受託候補者とします。
- ・上記においてもなお同点の場合は、参考見積書の金額の最も低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

評価合計点の満点の 6 割を最低基準点として設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和 7 年 2 月中旬に本プロポーザル参加者全員に「様式ー 10 (選

定結果通知書)」を文書で送付します。なお、選定結果等に対する不服申し立てはできません。また、契約締結後、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託者名

イ プレゼンテーション等参加者の評価点

⑥ 評価基準及び配点

評価基準及び配点については、次表に掲げるとおりとします。

評価事項		評価項目		配点
参加表明者の経験	会社の業務実績 ※1	【同種業務】 ・ホール（固定席）の特定天井改修の基本設計または、実施設計業務の実績 【類似業務】 ・ホール（固定席 1,000 席以上）の新築基本設計または、実施設計業務の実績		10
予定技術者の技術力（25点）	管理技術者	専門技術力	同種または、類似業務の実績	5
		専任性	手持ち業務の状況	3
	担当技術者（意匠）※2	専門技術力	同種または、類似業務の実績	5
		資格の有無	資格の状況	3
		専任性	手持ち業務の状況	3
	照査技術者	専門技術力	同種または、類似業務の実績	3
		専任性	手持ち業務の状況	3
	価格評価		参考見積書の価格評価 （10 点×最低提案価格/提案価格 ※小数点以下四捨五入）	
技術提案の内容 （60 点）		既設大ホールの音響特性を維持または向上するための設計上の工夫、方針 ・特定天井改修に関するもの ・舞台設備に関するもの		20
		適切な整備コスト、環境負荷の低減等、維持管理コスト、施設管理のしやすさに対する考え方		15
		基本計画で示した事業スケジュールを遂行するための設計上の工夫、方針		15

	本業務における改修等計画に対する独自提案	10
合 計		100

※1 同種・類似事業は公共事業、民間事業を問わない。

※2 管理技術者と兼ねた場合は、評価しない。

8. 選定結果に対する説明請求

「様式－10（選定結果通知書）」で受託候補者とならない通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日（ただし、休日を除く。）以内に、次により周南市長に対して説明を求めることができます。

- ① 様 式 自由（A4）
- ② 提 出 先 本要領4.（2）③に定める主催事務局に提出
- ③ 提出方法 持参、郵送（期間内必着。いずれの方法も期間内必着）

※ 持参による受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

9. 契約（受託候補者選定後）

（1）提案内容の調整

受託候補者の技術提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

（2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。

また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10. 留意事項

（1）失格事項

参加表明書、技術提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備または、虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会または、ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席し

た場合

- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、受託候補者の技術提案書等に記載された内容を尊重し、周南市において定めます。
- ② 本業務委託の仕様決定にあたり、受託候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがあります。
- ③ 業務の一部再委託は、技術提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則としてできないものとします。
- ④ 技術提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとします。

(3) その他の留意事項

- ① 技術提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または、取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 技術提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加表明書、技術提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、技術提案書等の差し替えまたは、再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後または、技術提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面「様式－11（辞退届）」により、本要領 4. (2) ③に定める主催事務局に届け出てください。
- ⑧ 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記または、転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知または、内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 技術提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は技術提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 参加表明書及び技術提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合に

は、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがあります。

- ⑫ 配置予定技術者の所有資格や業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑬ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

11. その他

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実 施 内 容	実施期間（令和6年度）
公募型プロポーザル実施公告	1 1 月 2 5 日（月）
参加表明書等に関する質問受付	1 1 月 2 6 日（火）～1 2 月 2 日（月）
参加表明書等に関する質問回答	1 2 月 5 日（木）
参加表明書の受付期間	1 1 月 2 6 日（火）～1 2 月 9 日（月）
ヒアリング日程等の通知	1 2 月 9 日（月）以降
参加表明者の資格審査結果の通知	1 2 月 1 1 日（水）
技術提案書等に関する質問受付	1 2 月 1 2 日（木）～1 2 月 1 8 日（水）
技術提案書等に関する質問回答	1 2 月 2 3 日（月）
技術提案書の受付期間	1 2 月 1 2 日（木）～1 2 月 2 5 日（水）
技術提案書の審査及びヒアリングの実施	1 月 1 6 日（木）（予定）
審査結果の通知	1 月 2 0 日（月）（予定）
業務委託契約の締結	2 月中旬頃 ～ 下旬（予定）
選定結果等の公表	契約締結後

(2) 事業全体スケジュール（予定）

令和 7 年 4 月～令和 8 年 5 月	周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託
令和 9 年 2 月～令和 1 0 年 1 0 月	周南市文化会館大規模改修
令和 1 0 年 1 月～	施設供用開始

12. 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添①）
- (2) 参考仕様書（別添②）
- (3) 参考仕様書 補足資料（別添③）